

令和3年第10回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和3年10月11日（月）

午後2時00分から午後2時50分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1番 正垣 安博	2番 田口 昭也	3番 中山 秀光
4番 坂下 憲明	5番 欠	6番 本郷 幸弘
7番 本崎 弘	8番 山田 哲郎	9番 欠
10番 坂本 節子	11番 吉田 次一	12番 城塚 正
13番 本田 久		

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	欠
村田 彰	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

澤村 輝彦

川村 良行

農地利用最適化推進委員

中塘 万格人

○事務局出席者：（事務局長）白木太実男 （審議員）園田 弥生 （主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第52号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 事務局長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 3 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中 11 名でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。季節外れの暑さで農作業等にも支障が出てきているかと思えます。暑さに負けず農作業に頑張ってくださいと思います。また、新型コロナウイルスの発生はだいぶん少なくなりまして、今日は推進委員の皆さんと一緒に会議をすることができるようになりました。推進委員の皆様には度々欠席を余儀なくさせ申し訳なく思っています。総会終了後に研修を予定していますのでよろしくお願い致します。それでは早速、議事に入ります。

これより令和 3 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、7 番 本崎委員、8 番 山田委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日に決定したいと思います、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 49 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案書の 2 ページをお願い致します。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法施行令第 1 条の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 3 条の規定により、農地の権利移動の許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

審議番号 1 番及び 2 番は、	三角 1 中田委員より
審議番号 3 番は、	不知火 1 中林委員より
審議番号 4 番は、	不知火 2 村嶋委員より
審議番号 5 番及び 6 番は、	不知火 3 早川委員より
審議番号 7 番及び 8 番は、	松橋 1 中塘委員に代わりまして、8 番 山田委員より
審議番号 9 番は、	松橋 5 上村君博委員より
審議番号 10 番は、	9 番 川村委員に代わりまして、
	小川 5 野田委員より
審議番号 11 番は、	小川 2 西村委員より
審議番号 12 番は、	小川 3 百家委員より
審議番号 13 番は、	12 番 城塚委員より
審議番号 14 番は、	豊野 1 小田委員より

それぞれ説明を求めます。

中田推進委員

審議番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は耕作地も近く、知人関係にあります。5 年以上前に売買は済まされていましたが、登記が済んでいなかったことから退社を機に、今回の話となりました。以前から米を中心に野菜等を栽培されておられ、今後は果樹も栽培される予定とのことから、何ら問題はないと思います。

続きまして審議番号 2 番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲受人も農業を営んでおられ水稻・果樹を栽培されております。畑もしっかり管理されており何ら問題もないと思われます。どうぞ審議をよろしくお願い致します。

中林推進委員

審議番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は叔父と甥の関係です。場所は〇〇集落より〇kmほど山間部に入った、耕作地と耕作放棄地が混在するという所です。10 年以上耕作放棄地になっている申請地を購入し、みかんを植え付けるという申請です。何ら問題ないと思われます。以上です。

村嶋推進委員

審議番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。理由は規模拡大による売買となっております。ここに野菜を作られるそうです。反当りの価格が高くなっているのは、両側が既に家が建っており宅地になっていますので、そのため高くなっているということです。以上です。

早川推進委員

審議番号 5 番・6 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。

これは農地の交換ということになっております。ご覧のように面積には多少違いがありますが、親戚関係ということでお互いに納得したということで何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

山田委員

審議番号 7 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由が贈与となっております。譲受人と譲渡人は親子関係にあります。何ら問題はないかと思えます。

続きまして**審議番号 8 番**について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由が交換となっております。これは後で 5 条申請に伴った交換ということです。何ら問題ないかと思えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

**上村君博
推進委員**

審議番号 9 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。この譲渡人の土地が譲受人の農地の真ん中であって、今後規模拡大するうえで必要ということで、今回の購入となっております。何ら問題はないかと思えます。以上です。よろしくお願い致します。

野田推進委員

審議番号 10 番について説明致します。理由は経営規模拡大による売買です。何ら問題はないと思っております。審議方よろしくをお願い致します。

西村推進委員

審議番号 11 番についてご説明致します。申請理由は経営規模拡大による売買です。詳細は記載のとおりです。譲渡人は離農されています。場所は〇〇と〇〇地区の中間辺りです。以上です。よろしくお願い致します。

百家推進委員

審議番号 12 番について説明を致します。詳細は記載のとおりになっております。申請理由は経営規模拡大による売買になっております。譲渡人は親の死後、そこを相続されたのですが耕作されないということで隣の方に相談をし、この売買に至ったと聞いております。機械の保有状態から何ら問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくをお願い致します。

城塚委員

審議番号 13 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は他人の関係ですが、理由は贈与となっております。何ら問題はないかと思われます。審議方よろしくをお願いします。

小田推進委員

審議番号 14 番についてご説明します。内容は記載のとおりです。申請理由は新規就農による使用貸借権の設定です。借人は現在お勤めですが、農地がきれいになったら仕事を辞めて、野菜とぶどうを作るといことです。野菜はアスパラということでした。何ら問題はないと思えますの

で、審議方よろしくをお願いします。

議 長

只今、審議番号 1 番から 14 番について、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受けて、起立して発言をお願い致します。

併せて推進委員の皆様にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 49 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 49 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 50 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 5 ページをお願いします。

議案第 50 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 2 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 4 条の規定により、農地転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、委員から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

審議番号 1 番は、

9 番 川村委員に代わりまして、
小川 5 野田委員より

説明を求めます

野田推進委員

審議番号 1 番について説明致します。転用目的は農業用倉庫となっておりますが、この倉庫は以前より建っていたように思われますので始末書添付となっております。審議方よろしくをお願い申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番について委員より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受けて、起立して発言をお願いします。併せて推進委員の皆様も質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等ありませんか。

議 長

意見も無いようですので、議案第 50 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 50 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 51 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の提案理由の説明に入ります前に、議案書の訂正をお願い致します。議案書 8 ページ 審議番号 7 番の摘要欄 4 行目の〇〇〇を〇〇〇に訂正をお願い致します。訂正につきましては以上でございます。お詫びし訂正をさせていただきます。

それでは議案の 7 ページをお願い致します。

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 3 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 5 条の規定により、農地の権利移動及び転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

審議番号 1 番及び 2 番は、	5 番 澤村委員に代わりまして、 不知火 2 村嶋委員より
審議番号 3 番から 6 番は、	6 番 本郷委員より
審議番号 7 番は、	8 番 山田委員より
審議番号 8 番は、	松橋 1 中塘委員に代わりまして、8 番 山田委員より
審議番号 9 番は、	松橋 2 村田委員より
審議番号 10 番及び 11 番は、	松橋 3 河野委員より
審議番号 12 番は、	松橋 5 上村君博委員より
審議番号 13 番及び 14 番は、	小川 5 野田委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋推進委員

審議番号 1 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。譲受人はご夫婦でありそれぞれの持ち分があります。場所は〇〇前の店舗と〇〇住宅の中間辺りのみかん畑となっております。

審議番号 2 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。これは審議番号 1 番と同じ関係でございまして、転用目的は通路となっております。通路は譲渡人の土地が先の方にありまして、持ち分は〇〇分の〇〇と、ご夫婦で〇〇分の〇〇となっております。始末書が添付されていますのは、通路が早めに出来ていたための始末書添付となっています。以上です。

本郷委員

審議番号 3 番及び 4 番につきましては、実の息子さんと娘さんに譲り渡すという案件ですのでまとめて説明させていただきます。詳細は記載のとおりであります。譲受人の息子さんと娘さんは、譲渡人の実家のすぐ隣に個人住宅を建てる計画でありまして、今回の転用目的が個人住宅となっております。位置図で見ると、ご自宅のすぐ隣に息子さんが建てられ、そのすぐ右側に娘さんが建設を予定されています。娘さんの方には隣接農地がありまして、こちらは同意が得られています。排水同意につきましても両方とも同意を得られていますので、問題はないかと思います。

続きまして審議番号 5 番について説明致します。詳細は記載のとおり

であります。転用目的は宅地拡張となっております。譲受人の敷地の一部にわずかばかりの農地が隣接しておりまして、そちらの方を今回譲渡人より贈与ということでいただくという申請になっております。問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

審議番号 6 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。こちらは以前、一時転用ということで別の業者の方から申請が上がっていましたが、今回施行業者が変更となりまして、改めて申請のし直しということになっています。仮設事務所・資材及び重機置場となっております。場所につきましては〇〇川に架かります橋の工事に伴う作業道の設置に関するところですので。こちらも特段問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

山田委員

審議番号 7 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的が駐車場となっております。場所は〇〇〇〇の南側にある〇〇川に架かる〇〇橋のたもとにあります。排水同意も取られています。何ら問題はないかと思えます。

続きまして**審議番号 8 番**について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的が太陽光発電施設となっております。面積が〇〇〇〇㎡に対して売買価格が〇〇万円ということですのでごく安くなっているのですが、これに関してはお互いに決められたということで何ら問題ないということでした。以上です。

村田推進委員

審議番号 9 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人は自動車の販売店をされておりまして、この土地に車両置き場を造るということで申請をされております。場所は〇〇学校の東側になります。排水同意は取られております。隣接地は譲受人の宅地となっております。何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。

河野推進委員

審議番号 10 番と 11 番は関連してしますので同時に説明を致します。転用目的が個人住宅となっております。審議番号 10 番の方が譲渡人の息子さんになられます。審議番号 11 番の方が譲渡人のお孫さんになっております。排水同意と隣接する農地との同意は取れております。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。

**上村君博
推進委員**

審議番号 12 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人は解体業をされておりまして、転用目的が駐車場ということで今回申請が上がっております。場所は国道〇〇〇線の〇〇〇〇の近くになります。何ら問題はないかと思われます。以上です。よろしくお願い致します。

野田推進委員

審議番号 13 番についてご説明致します。詳細はご覧のとおりです。転用目的は建築条件付売買予定地となっております。

審議番号 14 番についてご説明申し上げます。譲渡人と譲受人は親子の関係です。始末書添付となっておりますが、これは店舗を建てられる際に裏を埋め立てられて申請してなかったということで、始末書添付となっております。審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番及び 2 番につきましては、〇〇支所から 300m 以内の農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 3 番、4 番、10 番、11 番、14 番は 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号 5 番、6 番、9 番、12 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 7 番は、〇〇〇から 300m 以内の農地に該当し、且つ、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当するため、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 8 番は、〇〇〇から 300m 以内の農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 13 番は、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

それでは補足と致しまして、審議番号 13 番の転用目的であります、建築条件付売買予定地についてご説明致します。

建築条件付売買予定地とは、平成〇〇年〇月〇〇日付けの農林水産省の通知により、一定の要件を満たすことで転用許可が認められることとなり、宇城市では今回が初めての案件になります。

通常、第 1 種、第 2 種農地で、転用を許可する場合は、いわゆる建売住宅ということで、転用する事業者が宅地を造成し、住宅を建設した上で、既に建築された住宅と土地をセットで販売する場合に限り転用が可能であり、宅地のみの分譲については、これまでは転用不可となっております。

りました。

しかし、建築条件付売買予定地は、① その土地について転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、転用事業者または事業者の指定する建築業者と土地購入者とが一定期間内に建設する住宅について、建築請負契約を締結すること、②一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合は売買契約が解除される契約となっていること、③販売できなかった土地は転用事業者自らが住宅を建築すること といった 3 つの要件を満たすことで転用許可が認められるものです。

建築条件付売買予定地は、販売する際はまだ住宅は建築しておらず、土地購入者が決まった後に購入者の希望に沿った住宅を建てられるようにしたもので、通常の建売と違い転用事業者と土地購入者が概ね 3 ヶ月以内に建築請負契約を締結した上で、最終的に土地と建物を一緒に引渡すということになります。

分譲地としての販売期間は概ね 1 年です。購入が決まらなかった区画は、譲受人である転用事業者の責任のもと自ら建物を建て最終的に売り渡すという条件が付いてくることになります。

今後もこのような案件がでてくるかと思しますので、本日、委員の皆様にご説明をさせて頂きました。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 14 番について各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立して発言をお願いします。併せて推進委員の皆様にも、質問・ご意見をお尋ねします。

森田推進委員

はい。

議 長

はい、森田委員。

森田委員

数字のことを聞きます。審議番号 1 番と 2 番の持ち分が〇〇分の〇〇と〇〇分の〇〇と違うのですか。

議 長

はい、事務局よりお願いします。

事務局

審議番号 1 番の方は、〇〇分の〇〇すべて譲受人ご夫婦にお渡しし、その中で〇〇分の〇がご主人に、〇〇分の〇が奥様になるという形になります。審議番号 2 番の方は、〇〇分の〇〇は譲受人のご夫婦に譲渡し、〇〇分の〇〇はそのまま譲渡人が保有するという形で、それぞれの持ち分となっています。

議 長

森田委員いいでしょうか。

森田委員 はい、分かりました。

議 長 他に何か質問ありませんか。

河野推進委員 はい。

議 長 はい、河野委員。

河野推進委員 審議番号 13 番について質問します。資料の地図を見た限りですね、申請地の色が隣接の建物にかぶっているのですが、こういう場合はどのようなになっているのですか。

議 長 はい、事務局よりお願いします。

事務局 事務局よりご説明します。2 軒の家にかかっているということでよろしいでしょうか。

河野推進委員 はい。

事務局 これについて実際は、申請地は宅地の方には入っておりません。総会資料が印刷上正確に印刷されておらず、申し訳ございません。

議 長 河野委員、いいですか。

河野推進委員 はい、分かりました。

議 長 他に何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 それでは意見も無いようですので、議案第 51 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 51 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。
議案第 52 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 10 ページをお願いします。

議案第 52 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農
用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による宇城市農用地利用集積
計画の決定について、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、農用地利用
集積計画を定めるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

賃借権設定の審議番号 9 番につきましては、城塚委員の親族の案件で
すので後ほど審議します。

それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 8 番、使用貸借権設定の審
議番号 1 番から 8 番については、各委員に送付しておりました総会議案
により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛さ
せていただきます。それでは、所有権移転の審議番号 1 番から 6 番につ
いて、事務局より説明を求めます。事務局。-

事務局

議案の 16 ページをお願いします。

今月は農業公社からの買い取りが 2 件、売り渡しが 4 件です。

面積は 6 件中、田が 22,121 m²、畑が 1,022 m²、合計が 23,143 m²、売買
価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 8 番、使用貸借権設定の審
議番号 1 番から 8 番、所有権移転の審議番号 1 番から 6 番について何か
質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受けて、
起立をして発言をお願いします。併せて推進委員にも質問・ご意見をお
尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 52 号の賃借権設定の審議番号 1 番か
ら 8 番、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 8 番、所有権移転の審議番
号 1 番から 6 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 52 号の賃借権設定の審議番号 1 番から
8 番、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 8 番、所有権移転の審議番号 1
番から 6 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 続きまして、賃借権設定の審議番号 9 番は城塚委員の親族の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定によりここで退席を求めます。
(城塚委員退席)

議 長 審議番号 9 番について審議致します。本案件につきましては各委員に送付しておりました、総会議案により確認をしてきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは審議番号 9 番につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、審議番号 9 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、審議番号 9 番につきまして原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので、城塚委員の入室を求めます。

議 長 これで議案第 52 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願いします。事務局。

事務局 19 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきますと思います。

また、前回の総会時に現在確認中と報告をしておりまして、〇〇町〇〇の形状変更の案件につきましては、その後、届出関係者及び関係部署との協議の結果、排水対策については布団籠を設置し雨水等の流出がないように努め、仮に作業途中で何か問題が発生した際は、届出人が直ちに責任を持って対処すること、また、特に雨量が増えます梅雨時期など年に数回、定期的に農業委員会より現地へ入り現地確認をさせていただくことの承諾を届出人から得ております。

なお、9 月末の〇〇町現地検討会におきましても、再度現地確認を行いその際に届出関係者からの説明を受け、その後地元委員で協議を行い

ましたところ、先ほど申し上げました条件を遵守して頂くとの事で現地
確認通知書を送付しているところです。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で、本日の日程全て終了致しました。

 これをもちまして、令和3年第10回宇城市農業委員会総会を閉会致し
ます。慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時50分) 事務局長による起立、礼。